

文京区一般廃棄物処理基本計画 【モノ・プラン文京】 概要版

(平成23年度～平成32年度)

I 計画の枠組み

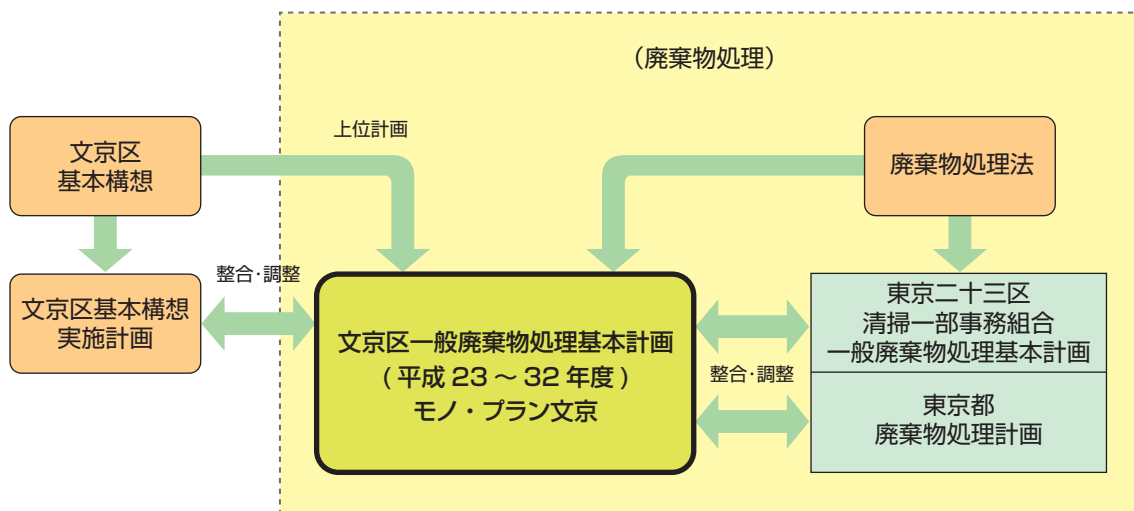
● 計画改定の目的

平成18年4月の「モノ・プラン文京（平成18年度～平成23年度）」改定以降の国の指針の改定やごみの分別区分の変更に対応し、区のリサイクル清掃事業の方向性を明らかにするため、当初の予定より一年早く、新たな一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

● 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画であり、文京区における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にし、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に示した計画です。

また、「文京区基本構想」を上位計画とし、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合を図って策定しました。



● 計画期間

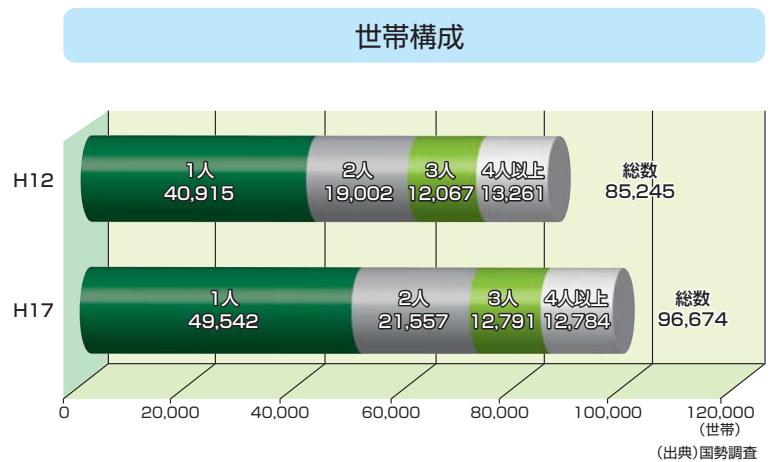
平成23年度から平成32年度までの10年間とし、社会・経済情勢等の変化を考慮し中間年度で見直しを行います。また、社会情勢の変化など一般廃棄物処理を巡る状況に大きな変化があった場合には、中間年度にかかわらず見直しを行います。

II リサイクル清掃事業の課題

● 地域特性からみた課題

1 単身世帯・高齢者世帯の増加

区内には若年単身者も多く居住していると考えられ、これらの世帯に対して、ごみ・資源の分別方法などの基礎的な情報を効果的に伝える必要があります。また、高齢者世帯の増加も見込まれるため、高齢者を対象とした施策も必要となります。

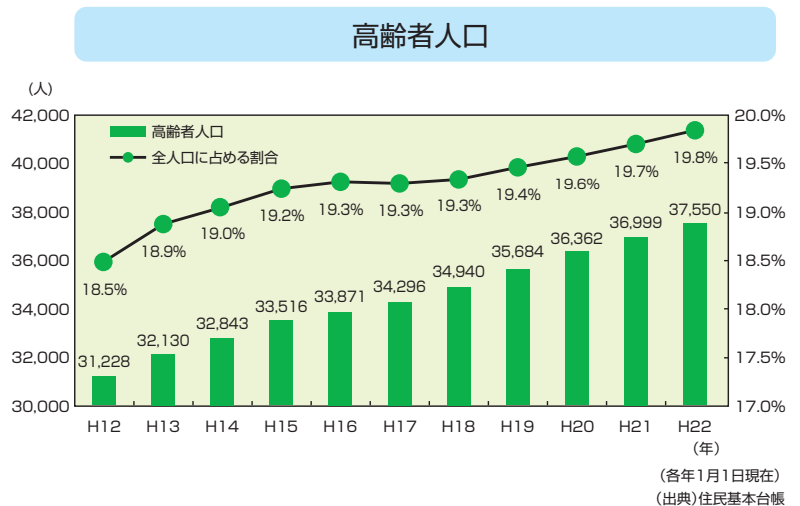


2 集合住宅に居住する世帯の増加

現在、集合住宅に居住する世帯は7割を超えており、今後も増加が見込まれます。集合住宅の特性を生かした普及啓発や施策を展開する必要があります。

3 地域コミュニティの違い

本区には、例えば、熱心に集団回収に取り組むなど、地域コミュニティが活発な地域と、地域コミュニティの弱い地域が混在しています。それぞれのコミュニティの特性に応じた施策の検討が必要です。



4 事業系の適正排出や3Rの推進

区内の事業用大規模建築物（延床面積 3,000㎡以上）のうち、オフィスビル、医療機関、教育機関が全体の約8割を占めています。これらの建築物から排出されるごみ・資源の適正排出や3Rを推進する必要があります。

5 大学と連携した普及啓発の取組み

本区は「^{ふみ}文の京^{みやこ}」の名が示すように、教育機関が多いことが特徴であり、特に大学の数は18を数えることから、大学と連携した学生に対する普及啓発の取組みを検討する必要があります。

● 3Rの課題

1 分別の不徹底

古紙、びん、缶、ペットボトルが、可燃ごみ・不燃ごみ全体の約2割を占めており、より一層の分別の徹底が必要です。

2 生ごみ対策

家庭系ごみの約4割は生ごみが占めており、さらなるごみ減量を推進するためには、生ごみの発生抑制やリサイクルを進めるための検討が必要です。

3 発生抑制・再使用の推進

循環型社会形成推進基本法における優先順位が高い「発生抑制」や「再使用」を推進するため、普及啓発を効果的に進める方策の検討が必要です。

● 適正処理の課題

1 一般廃棄物処理に係る環境負荷の抑制

持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、その前提条件としてごみの適正処理が重要です。温室効果ガスの排出、騒音や悪臭などを含めた総合的な環境負荷を抑制する努力が必要です。

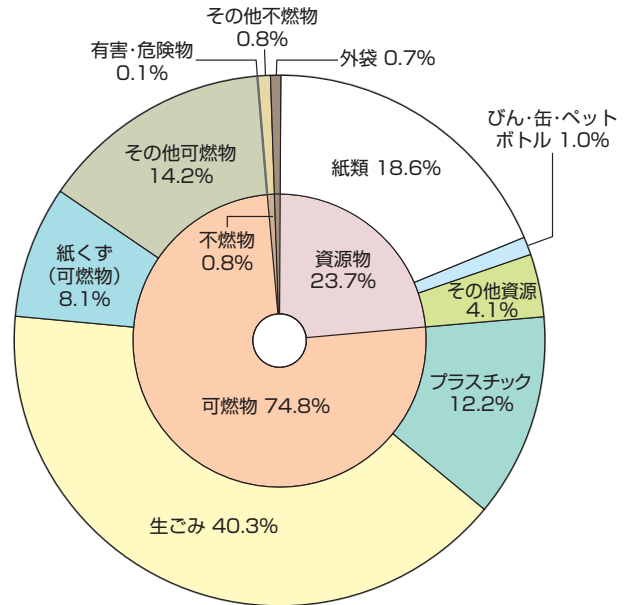
2 ごみ出しマナーの改善

ごみ出しマナーは、地域の公衆衛生や景観に対して大きく影響し、地域社会でトラブルになることも見受けられます。ごみ出しマナーの改善のために、相談・指導その他の対策を講じる必要があります。

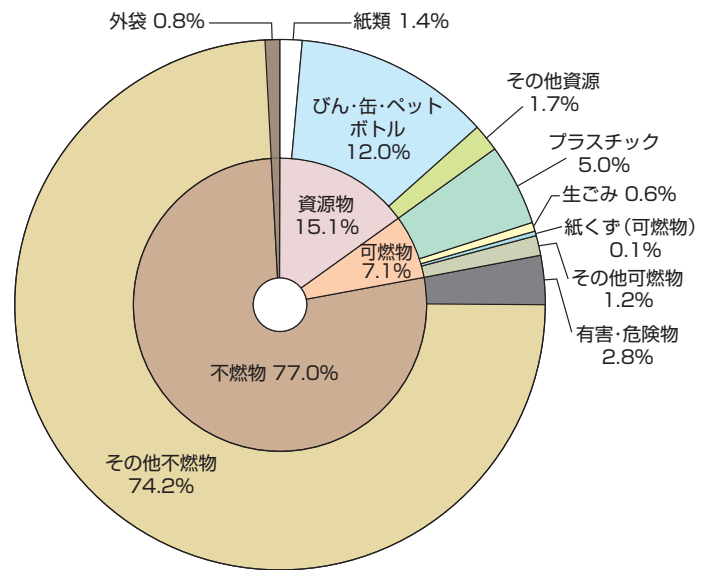
3 一般廃棄物処理に係る責任・負担の適正化

事業所から排出されるごみは、一般廃棄物処理業者に処理委託をするといった自己処理が原則です。区の財政負担の軽減や民間活力の育成という面からも、事業系一般廃棄物の民間処理を推進する必要があります。

可燃ごみの組成割合



不燃ごみの組成割合



(平成21年度文京区家庭ごみ排出原単位調査・組成分析調査結果)

基本理念

モノ配慮社会の実現

－モノの価値を最大限に効率的に活用するリサイクル清掃事業－

「モノ配慮社会」とは、ごみとなる前の「モノ」の一生を見据えて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組みを優先的に進めることで、適正な循環が保たれた文京区版循環型社会のことです。本区は、この「モノ配慮社会」をめざすという考え方のもとに、一般廃棄物処理基本計画を策定し、リサイクル清掃事業を推進してきました。

環境負荷の少ない、循環型社会を実現するためには、3Rや適正処理を通じて、モノの価値を最大限に活用することがリサイクル清掃事業に求められています。本区においては、これまでの計画の考え方を引き継ぎつつ、次の基本方針に基づいて事業を推進します。

基本方針

基本方針1

生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します。

区は、状況に応じた収集運搬体制の構築、環境負荷を低減するための中間処理の推進、最終処分量の最小化といったリサイクル清掃事業を円滑に推進し、生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します。

基本方針2

区民等*と協働して発生抑制と再使用に重点を置いた3Rを推進します。

区は、区民等の理解と協力を得ながら、協働して発生抑制と再使用に重点を置いた3Rを推進します。そのために、区は、区民等が主体的に取り組むことができるよう、環境整備に努めます。

基本方針3

効率的なリサイクル清掃事業を推進します。

区は、リサイクル清掃事業の実施に際しては、ごみの減量や処理と費用のバランスをとりながら、効率的にリサイクル清掃事業を運営します。

*区民等とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいいます。

IV 計画の推進体制

● 双方向の情報交換と区民参画

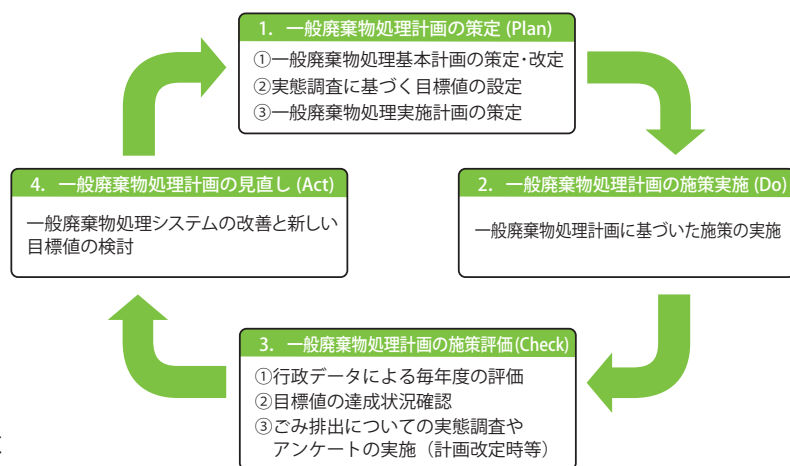
区と区民等との双方向の情報交換を図るため、前計画から明確に位置づけられている区民参画の考え方に基づき、今後も引き続き、積極的な区民参画を図ります。

● 文京区リサイクル清掃審議会

審議会は区長からの諮問事項を審議し、答申として取りまとめる他、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。区は審議会との連携を重視しながら円滑な事業展開を図ることとします。

● PDCAサイクルによる評価

計画策定 (Plan)⇒施策実施 (Do)⇒施策評価 (Check)⇒見直し (Act)というPDCAサイクルにより、毎年度の進捗状況を評価します。



● 関係部署との連携

関連部署との連携を図り、庁内のごみ減量活動等については全部署が一体となって取り組みます。

V 計画の目標

● 数値目標の設定

ごみ量

平成32年度に平成21年度比で約20%削減
(平成32年度目標ごみ量 57,592t/年)

資源回収量

平成32年度に平成21年度比で約10%増加
(平成32年度目標資源量 43,047t/年)

数値目標を達成するため、次のとおりごみ・資源の排出量削減やごみに含まれる資源のリサイクルに取り組みます。

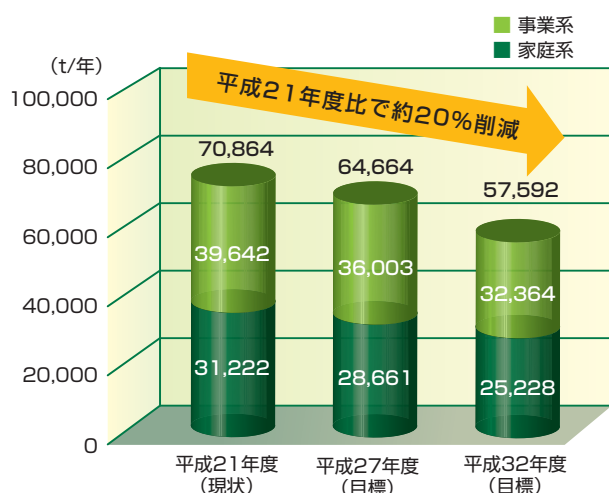
発生抑制・再使用の推進

発生抑制・再使用によりごみ・資源の排出量を平成23年度から毎年度1%ずつ削減し、平成32年度には10%の削減をめざします。

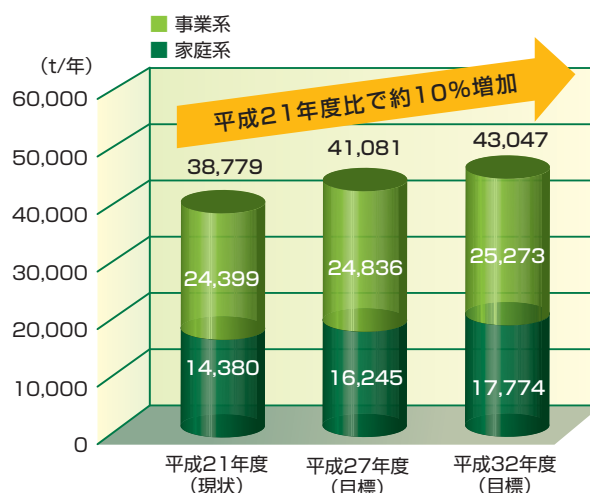
リサイクルの推進

リサイクル可能な古紙、びん、缶、ペットボトルが、家庭ごみの中には約5,700t/年、事業系ごみの中には約4,700t/年含まれています。これらごみに含まれる資源物のうち、平成27年度には35%を、平成32年度には70%をリサイクルすることをめざします。

ごみ量目標値



資源量目標値



VI 進捗の管理

進捗状況を管理するため、具体的な目標を設定し進捗状況を管理する「基本指標」と、具体的な目標は設定せずに、その推移を毎年度把握する「モニター指標」を用います。

● 基本指標と目標値

		平成21年度 推計値	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (最終目標値)
基本指標 1	区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量 (g/人日)	435	385	335
基本指標 2	家庭系リサイクル率 (%)	32%	36%	41%
基本指標 3	事業系ごみ量 (万t/年)	4.0	3.6	3.2
基本指標 4	事業系リサイクル率 (%)	38%	41%	44%

● モニター指標

環境負荷に関する指標	最終処分量、収集車両のエネルギー消費量 など
コストに関する指標	人口1人あたり年間処理経費、ごみ・資源 1tあたり年間処理経費
施策の進捗に関する指標	集団回収活動実践団体数、廃棄物管理責任者講習会参加人数 など

Ⅶ 目標達成のための主要施策

● 事業系ごみ対策

自己処理の拡大やごみ・資源に対する意識を高める観点から、再利用計画書を提出する事業用大規模建築物の範囲を、現行の3,000㎡以上から1,000㎡以上に拡大することや集積所への事業系ごみ排出基準の見直しなどを検討します。

事業系ごみを対象とした主な事業

- 先進的な取組み事例の紹介
- 事業者に対する表彰制度の検討
- 事業用大規模建築物の所有者への指導
- 事業用大規模建築物の対象範囲拡大の検討
- 集積所への事業系ごみ排出基準の見直しの検討

● 生ごみ減量の検討

ごみの約4割を占める生ごみ対策として、生ごみの発生抑制につながるさまざまな取組みを実施します。さらに、生ごみはシビックセンターや区施設からも多く発生するため、今後、効果的な生ごみの減量・リサイクルの推進に向けて関連部署が連携して検討します。

生ごみ減量のための主な事業

- 生ごみ減量リーフレットの作成
- 生ごみ減量講座の開催
- エコ・クッキングの推進
- 生ごみ交流会の開催
- 生ごみリサイクルシステムの検討
- 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- 区施設内の生ごみリサイクルの実施

● 分別の徹底に向けた取組み

家庭ごみの約2割を古紙などの資源が占めていることから、一層の分別徹底が必要です。特にリサイクル率の低い包装紙、封筒などの雑がみについて、回収量拡大に向けた普及啓発に取り組みます。

分別の徹底を推進するための主な事業

- 拠点回収拡充の検討
- 雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発
- 「ミックスペーパー」回収の調査・研究
- 集合住宅への指導体制の強化
- ふれあい指導の実施

● 地域活動団体等との協働及び育成支援

区は、区内の団体と連携し、イベントを協働で実施するなど団体の育成支援に取り組んでいますが、引き続き、各主体間のコーディネーターとして、区民組織との連携強化を図っていきます。

地域活動団体等との連携の強化及び育成支援のための主な事業

- 文京エコ・リサイクルフェアの開催
- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催
- 文京エコカレッジの開催
- 地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援
- 関係団体間のネットワーク形成のための取組み
- 集団回収拡充に向けた地域活動団体等への働きかけ
- 集団回収実践団体・回収業者への支援
- モノ・フォーラム文京の開催
- エコ先生の特別授業の実施
- リサイクル推進サポーター活動の充実

● 「発生抑制」と「再使用」の推進のための普及啓発

発生抑制や再使用の促進には、区民等の自主的な取組みが不可欠であり、区は、各地域の特性に応じた、効率的で効果的な普及啓発に取り組めます。

効果的な普及啓発を図るための主な事業

- 3R 推進啓発誌の発行
- インターネットや電子メールの活用の検討
- ふれあい講座（区内小学校・幼稚園等）の実施
- 集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発
- 地域でのフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出
- 生活用品の再活用の検討

平成23年3月

発行 文京区 資源環境部 リサイクル清掃課

住所 112-8555 東京都文京区春日1-16-21

電話 03-3812-7111(代表)

URL <http://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号 :H0210026